

## 令和2年第4回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年4月28日(火)午後2時00分

場 所 表郷保健センター

### 2. 会議構成人員(15名)

#### 出席農業委員(13名)

3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
6番	橋本賢一	委員	7番	樋口幹夫	委員
8番	山内喜一	委員	9番	深谷宏光	委員
10番	早津和一	委員	11番	山本繁夫	委員
12番	有賀良雄	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
19番	矢野正則	委員			

#### 欠席農業委員(2名)

16番	秋元幸一	委員	18番	北野唯道	委員
-----	------	----	-----	------	----

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達してございますので、ただいまより令和2年第4回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が19件、合わせて32件をご審議いただきます。

なお、本日の総会でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大及び政府の緊急事態宣言の発出に伴う農業委員会組織の運営に関しまして、農林水産省、また全国農業会議所と協議した結果に基づきまして、出席いただく委員さんの数を減らして開催するものがあります。

こういった状況下でもございますので、大変恐縮ですが、なるべく短時間で審議を進めていきたいと思っております。どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長より挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、今、事務局長からも報告がありましたように、新型コロナに対する緊急事態宣言の発出ということで、農業委員会の皆さんに関しましても、過半数ということで承認いただける人数の範囲で参集していただきました。お忙しい中、ありがとうございます。

今後、5月6日までという部分ですが、延長される可能性もあります。この件に関しまして、総会の後半に提案等したいことがありますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は32件のご審議ということで、円滑にお願いしたいと思っております。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、7番、樋口幹夫委員、8番、山内喜一委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。  
16番、秋元幸一委員、18番、北野唯道委員の2名であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） 2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年4月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（真船主任主査） それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事 務 局（真船主任主査） その1の申請について、地区担当、北野農業委員、高久推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る4月19日に譲渡人、譲受人に申請内容について電話で確認し、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） その2の申請について、地区担当、樋口農業委員、鈴木推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る4月19日に譲渡人、譲受人に申請内容について電話で確認し、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく願います。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局よりご報告願います。

事務局（真船主任主査） その3の申請について、地区担当、早津農業委員、高橋推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、譲渡人、譲受人は親子であり、贈与の申請内容について、去る4月20日、譲受人、譲受人立会いの下、現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく願います。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） その4の申請について、地区担当、根本農業委員、和知推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る4月18日に譲渡人については耳が不自由なため、娘さんに電話で、譲受人とは4月20日、立会いの下、現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしく願います。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） その5の申請について、地区担当、熊崎農業委員、緑川推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る4月19日に譲渡人、譲受人の息子さん立会いの下、現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いないとのこと。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員の調査結果について事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） その6の申請について、地区担当、熊崎農業委員、緑川推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る4月19日に譲渡人の息子、譲受人立会いの下、現地確認と申請内容について聞き取りし、双方とも申請内容について間違いないとのこと。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年4月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、7ページをご覧ください。

【その1朗読】

申請地につきましては、用途地域内であり周囲は宅地でございます。

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局（大崎次長兼係長） 4条その1について、高橋推進委員より現地調査結果を承りましたので、ご説明申し上げます。

今回の申請について、4月20日に早津委員と現地調査を行いました。同日、申請人の妻の立会いにより申請内容について確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

12ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年4月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、13ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設至近距離区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願ひます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、5条その1について、鈴木實推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、4月19日に樋口委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人には4月19日に電話で聞き取りを行い、申請の内容について間違いなことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、18ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許

可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事 務 局（大崎次長兼係長） 5条その2につきまして、鈴木滋夫推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、4月26日に橋本委員と現地調査を行いました。同日、譲渡人、譲受人が現地で立会い、聞き取りを行った結果、申請内容について間違いないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、23ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設近距離区域内農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事 務 局（大崎次長兼係長） 5条その3につきまして、市川推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、4月19日に山内委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人には4月18日に電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いないことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。



皆様方の審議のほどよろしく願いたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

転用許可の基準といたしましては、第1種農地の規定、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしく願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局(大崎次長兼係長) 5条その4について、高橋推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、4月20日に早津委員と現地調査を行いました。同日、設定人の妻、被設定人からは白河工事所の所長が現地で立会い、聞き取りを行った結果、申請内容に間違いを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方の審議のほどよろしく願いたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、33ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設近距離区域内農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事 務 局（大崎次長兼係長） 5条その5につきまして、鈴木實推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明申し上げます。

譲渡人、譲受人には4月19日に電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いなことを確認しております。今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、38ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、市街地内農地の50戸連担の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事 務 局（大崎次長兼係長） 5条その6について、鈴木信秋推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、4月19日に齋藤委員と現地調査を行いました。譲渡人の代表、譲受人には4月19日に電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いなことを確認しております。譲渡人は本申請地の北、十文字4-14も所有しておりますが、農作物を栽培する予定

がないことから、南面に建物が建っても問題がなく、今回の転用による農地への影響、他の農業者への影響は支障ないとのことでございます。皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

---

#### ◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

43ページをご覧ください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和2年4月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第19号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第19号について原案のとおり承認いたします。

---

#### ◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

まず、1点目でございます。これは昨年もお知らせした件ですが、公共施設の受動喫煙防止対策になります。

一昨年の4月1日より、改正健康増進法が施行されまして、それに伴い、市役所の庁舎、各庁舎、各行政センターについて、敷地内全面禁煙としております。これらの各施設に加えまして、4月1日からは全ての公共施設、例えば公民館、白河文化交流館コミネス、各地域にございます総合運動公園などの施設が敷地内いずれも禁煙となりましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2点目ですが、今回の総会の日程でございます。

現時点では、今回は5月29日金曜日午後2時からの開催を予定しております。会場は、サンフレッシュ白河を予定しておりますが、今現在、コロナの感染防止対策ということで、こういった公共施設が5月6日までの間、閉鎖している状況でございます。あとは、間もなく準備が始まる特別定額給付金。この事務を今、実は本庁舎で耐震改修工事をやっております、部屋がないということで、駐車場もある程度広く確保できるということで、サンフレッシュ白河のほうを予定しているということですから、場所につきましては流動的な部分がございます。

併せまして、やはりコロナの関係で、今回のように委員さんの数を減らして実施する必要があるかと思えます。また、極端なところ、ますます感染の拡大傾向が見られる場合には、現状ではそういったことはないかと思うのですけれども、最悪の場合については延期ということも選択肢の一つとして考えていかなければいけないのかなど。そういうような状況なものですから、5月の総会の対応につきましては、追って文書にてお知らせをさせていただきたいと思っております。

続きまして、3点目ですが、これも5月の総会に関係がございますが、親睦会の年会費納入の件でございます。今し方も申し上げましたように、5月の総会が流動的なものですから、この年会費の関係につきましても、後日、別途文書にてご案内をさせていただきます。

続きまして、最後になりますが、お手元のほうに配付してございます非農地判断についての資料があるかと思えます。実は昨年の9月に福島県と、福島県農業会議と遊休農地に関する意見交換会を行いました。その席上で、この資料の大きい1番、実施を検討するに至る背景、これの(1)の①に記載しておりますけれども、本市は全国的に見て遊休農地が他の地域よりも比較的多いと言われていること。続きまして、③になりますけれども、再生困難な

農地については非農地判断を進めるようにとの国の指導とともに、県の農村振興課及び県の農業会議からも、運用通知に基づいて、既に森林の様相を呈するなど再生活用が困難な農地については、農業委員会において農地に該当しない旨、いわゆる非農地の判断を行うことによって、委員さんの業務も効率化されるのではないかといたした助言をいただいたところでございます。こうしたことから、今年度から昨年度の農地利用状況調査の結果を基に、再生利用が困難とされた農地の非農地判断を行っていきたいと考えてございます。

それで、実施の方法ですけれども、この資料の一番下、3の今後の実施検討（計画案）に記載をさせていただいておりますが、まず考え方としましては、案の1ですけれども、再生利用が困難な農地はそのまま非農地に判断するのが適当と言われておりますので、昨年度の農地利用状況調査結果を基に、総会審議によりまして、（2）のほうに1,133筆と書いてありますけれども、これをそのまま非農地と判断するといった考え方でございます。

一方で、案の2ですけれども、これは昨年度の農地利用状況調査を基に、まずは事務局で地区ごとに10筆程度抽出をいたします。その上で、大変お手数なのですが、委員さんにはその10筆を再度調査していただいて、その調査結果を受けて総会で判断をしていったらどうかといった考え方でございます。

案の1の方法ですと、簡便に非農地判断ができると思いますが、一方では、当該農地、その非農地判断をする農地が市内のどこにあるか、所在地の条件や、周辺の土地利用の状況によっては、非農地扱いをしてしまうことによって市全体の今後の土地利用計画の運用において支障が生じることも考えられるのかなと思っております。そうしたことから、事務局としましては、案の2の方法によりぜひ進めさせていただければと思っております。

つきましては、大変恐縮ですけれども、この非農地判断の実施とともに、その方向についてご協議をいただければと思っております。

私からは以上でございます。

会長 ただいま事務局長から非農地判断についての説明がありました。平成27年度以降、総会において非農地判断という方法は取っていなかったもので、1,133筆という筆数になっております、非農地判断の件に関して、困難な農地について認めるべきという案も、皆さんが調査したときに出ているかとは思いますが、この件の取扱いに関して、皆さんの意見をお聞かせ願いたいと思います。

塩田委員。

塩田委員 非農地判断と言っているが、大信はどのぐらい非農地があるのか。何百でないのか。

大信地区が多いが、表郷、東にもある。

会 長 今のところ、ここになっているように1,133筆。

塩田委員 その1,133を非農地に判断できるのか。

事務局長 基本的には判断がなされたところについては、そのまま非農地判断が適当となっております。

塩田委員 判断されたら、非農地でよいということか。

事務局長 基本的にはそのような判断ができることとなっております。

塩田委員 1,133筆を非農地申請すれば、非農地扱いにしてくれるのか。

事務局長 4ページをご覧いただきたいですけれども、中ほどに、必要に応じて現地調査を行いというところがありますので。

塩田委員 耕作放棄地で何も使いようのない土地がいっぱいある。以前、鈴木滋夫推進委員も桑畑の判定の話をしたが、赤判定していれば非農地扱いにしてくれるのか。

事務局長 それも結局ここに書いてありますとおり、その方法も一つとして……

塩田委員 だから一つでなくて、今はそういうふうにする、してもいいですよという話のように聞いたけれども。

事務局長 それは、こちらの非農地の、3ページのほうに非農地判断に向けた考え方、手続の内容というのが、書いてございますが、方法的には2つありまして、利用状況調査の結果農業上の利用が見込まれないと判断したものに対して非農地にする方法と、あとは再度調査をしていただいて、その結果に基づいて総会で決定していくというのが、この4ページの中ほどにある、必要に応じて現地調査を実施するという方法ですが、今回はその方法というのを、案で言うならば、先程の表紙の部分の案の2という形ですが、こちらにより実施したいということでもあります。

塩田委員 結局、赤いところは非農地なら、非農地にしてくれるのか。

事務局（大崎次長兼係長） その件につきましては、先ほど局長からありました市の全体的な土地の利用、そういった部分で再度調査したほうがいいのではないかという意見が、先日の小委員会でも話が出ていたところでもあります。従いまして、案として2つの案という形で今回提示させていただいているところでございます。

会 長 小委員会の中で話されたわけですがけれども、地域によって、例えば赤判断になっている市街地区の状況だと虫食い状態になるというふうな部分。そうすると、周りのところで

赤判定になっていても、その周りも侵食するというふうな部分になったりするから、地域によってすごい差が出てくる、周りに対する影響が大きいところがあるわけです。だから、一律にその1,133筆について一括して云々というよりは、状況に応じてその地域ごとに抽出して検討したらどうかということで、この案の2という話が出されたわけです。

事務局（大崎次長兼係長） 今、その利用等についても、昨年度の利用状況調査結果を基に、事務局でその案を抽出して、先ほど会長からお話しあったとおり、土地の、例えば山の斜面とか、もう山林化しているところとか、そういったところはどうしても結局耕作機が入らない。そういったところとかをある程度、おおむね事務局のほうでリストアップして、今回については、まず第1弾としてやってみてはいかがかというところが、まず小委員会後に事務局としてこの案の2として取りまとめさせていただいているものです。

会長 1,133筆となっていた部分は、4年間総会でその赤判定を、非農地としてやらなかった部分が、まとまった状態です。今後、順々にこういう部分を年度ごとに減らしていくという方法も一つあるものですから、その案の2が、一番妥当かと私個人としては考えるわけです。

塩田委員 いや、俺は、非農地は、赤なら非農地にこれからしていきますよという考えをしているならば、早くやってもらいたいというのがいっぱいある。

会長 局長。

事務局長 今回の塩田委員さんのほうからの話、ぱっと見て、例えば山の斜面づたいにある、もう荒廃しているところは、改めて調査に行かなくてもはっきりとしているかと思えますので、一応10筆程度は抽出をさせてもらい、この中で、ここの土地についてはもうとてもじゃないけれどもという声があれば、その部分については改めて調査をしていただかなくても、その総会の中で可決していただくことは可能かと思っております。

塩田委員 総会のときに中新城に10筆、20筆ありますとそれをいちいち報告するのか。

事務局長 その報告の仕方については、総会にかけて合意していただかないと、というのがありますけれども、1筆ずつやるかどうかというのは考えさせていただきたいと思えます。なお、資料を1週間前にはお渡ししますので、あらかじめ内容を見ておいていただければ一括審議という形もできるのかなと思っております。

会長 事前にピックアップして、その資料を渡して見てもらう。そして、総会で確認してもらう。そういうふうな方法かな。

事務局長 はい。

塩田委員 後でゆっくり聞く。

会 長 なかなか全部一気にというわけにはいきづらいので、この件に関しては、できれば第2案あたりで順々に毎年やっていくという方法で減らしていきたいと私は考えていますが、皆さんどうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議なしという声も出ましたが、非農地の判断という部分については総会にかけて、毎年やっていきたいと思いますが、それで異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 では、そのような方法で取り組んでいきたいと思います。

そのほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 今回、このコロナの1件で緊急事態ということで、委員さんをぐっと減らして総会にこぎ着けたわけですが、今後、この5月6日、7日以降にも継続して出ている場合、会議の持ち方というのは、最初に延期になるかもしれないという部分も考え合わせまして、これからの感染予防等に関して、今回、地区代表委員、それから、運営委員、小委員会という形でこの会議を持ったわけですが、今後、この件に関しまして、委員さんの過半数を超えて採決という条件をクリアした上で今より人数を減らすということも考え得るわけですが、その件に関して皆さん、意見どうでしょうか。

(「やむなし」と呼ぶ者あり)

会 長 今回、やむなしということをいただければ、もし、次の総会が実施される場合には人数を減らすという可能性もありますので、皆さんお含みおきください。

そのほか意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

#### ◎閉 会

会 長 それでは、意見がないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。

これもちまして、令和2年第4回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 3時10分)